

平成 27 年分の確定申告で持参するもの

平成 28 年 1 月吉日

会員のみなさまへ

一般社団法人みどり青色申告会

チェック欄	区分	提出	名称	内容	
平成 27 年分所得税の確定申告					
消費税	決算		通帳・借入金残高	年末の残高金額を合わせて下さい。	
			月別総括集計表 合計残高試算表	合計は必ず記入してください。	
	所得税の確定申告			平成 27 年末棚卸明細	年末に商品等の在庫がある方は、棚卸を行い、期末在庫の明細書を作成し、金額を合計して下さい。
				平成 27 年分の決算書 (提出用・控え用)	税務署より平成 28 年 1 月下旬に送付されます。(申告書と同封)控用に月別売上、必要経費の科目ごとの合計を記入してください。 <b>注意：平成 26 年分を e - Tax で送信した方には税務署より届きません。</b>
				平成 27 年分の確定申告書	税務署より平成 28 年 1 月下旬に送付されます。下書き用の申告書(手引きの最終ページ)に分かるところを記入してください。 <b>注意：平成 26 年分を e - Tax で送信した方には税務署より届きません。</b>
				源泉徴収票 支払調書	報酬・給与をもらっている会社より送付されます。
				公的年金等の源泉徴収票	28 年 1 月末頃に日本年金機構より、個人年金は生命保険会社等より送付されます。
				医療費の領収書	病院、薬局等での医療費としての支払明細と合計額を計算し、医療を受けた方の氏名とともに記入してきてください。(専用の用紙でなくても可)
				国民健康保険	28 年 1 月末頃に区役所よりハガキが送付されます。(平成 27 年中に支払った金額がわからない場合は、区役所へお問い合わせください。)
				国民年金(年金基金) 保険料控除証明書	27 年 11 月上旬に日本年金機構より送付されます。添付が義務付けられているため、ハガキがない場合には、日本年金機構へご確認ください。
		小規模企業共済支払 証明書	中小企業基盤整備機構より平成 27 年 12 月初旬に支払状況のハガキが送付されます。		
		生命保険料控除証明書	保険会社より送付されます。		
		地震保険料控除証明書			
		その他(証明書)	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書など		
消費税	署名		印鑑	認印で構いません。 <b>注意：シャチハタは不可。</b>	
			暗証番号・利用者識別番号 等を控えた用紙	e - Tax で申告をする方	
		住民基本台帳カード または個人番号カード	e - Tax で申告をする方(代理送信する方は除く)		
	納税		納付書(所得税、消費税)	所得税・消費税を口座振替にしていない場合に、確定申告書と一緒に税務署より送付されます。 <b>注意：平成 26 年分を e - Tax で送信した方には納付書のみ送付されません。</b>	
			還付金振替口座	所得税・消費税が還付となる場合には、還付先の口座がわかるもの	
その他		前年分、前々年分の 申告書類	確定申告書(控)・決算書(控)		
		決算までの自己チェック表	27 年 10 月以降に内容の確認を受けられた方のみ。		
		帳簿類	ブルーリターン A をご利用の方は、27 年 12 月末まで入力済のデータ(U S B メモリ等)または入力している P C 本体		
平成 27 年分消費税の確定申告					
申告			上記(所得税)のチェック欄で緑色に表示しているもの	所得税での計算をもとに納税額を算出します。	
			平成 27 年分の確定申告書	税務署より平成 28 年 1 月下旬に送付されます。 <b>(e - T a x の手続きをされている方を除く。)</b> <b>所得税確定申告の相談時にご案内致します。</b>	
一般			車両等の売買契約書等	平成 27 年中に車の買換えがあった場合	

平成 27 年分確定申告期間の事務局の対応について(所得税・消費税)

1 . 所得税及び復興特別所得税の確定申告相談

期 間 平成 28 年 2 月 1 日(月) ~ 3 月 15 日(火)  
 受付時間 平日 午前 9 時 ~ 11 時 午後 1 時 ~ 3 時 30 分  
**最終日 3 月 15 日(火) は午前 11 時まで**  
 持参するもの **4 ページ目で各自ご確認ください。**  
 各種相談会

注意：一回の相談時間は一時間以内にさせていただきます。

土日相談会(来所された順番で受付)	
相談日	土曜日 2月20日・27日・3月5日・12日 日曜日 2月21日・28日・3月6日・13日
受付時間	<b>午前 9 時 00 分 ~ 11 時 00 分</b>

出張相談会(要事前申込) 案内図は 3 ページ目参照	
期 間	2 月 10 日(水) 東山田町公民館(駐車場有) 12 日(金) 芝信用金庫 鴨居支店 2 F 会議室 24 日(水) 中山バッティングセンター 2 F 会議室
受付時間	午前 9 時 30 分 ~ 11 時、午後 1 時 ~ 2 時 午前 9 時 30 分 ~ 11 時、午後 1 時 ~ 1 時 30 分
申 込	<b>当日の準備の都合上、1 月 26 日(火)迄に事務局宛にお申込ください。予約とは異なります。</b>
そ の 他	・ 会計ソフト「ブルーリターン A」の相談および e-Tax の送信は出来かねますので、ご了承下さい。 ・ 出張日は事務局職員が手薄となりますので、事務局での相談はお待ちいただく場合があります。

予約相談について

昨年 10 ~ 11 月末日の決算準備相談期間で来所され、**決算・申告の準備が整っている**と確認できた方を対象に、確定申告時期の予約を受付致しました。  
 予約の方を優先的に案内させていただきますことをご承知おきください。

2 . 消費税及び地方消費税の確定申告相談

対 象 者 **平成 25 年分で課税売上高が 1,000 万円超の方**  
 期 間 平成 28 年 3 月 17 日(木) ~ 3 月 31 日(木) 土日祝を除く  
 受付時間 午前 9 時 ~ 11 時 午後 1 時 ~ 3 時 30 分  
 持参する物 **4 ページ目で各自ご確認ください。**  
 そ の 他 所得税と同時のご相談は基本にご遠慮ください。

電話が大変混み合う場合がございます。ご迷惑お掛けしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。



## スケジュール

1月							2月							3月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
					1	2		1	2	3	4	5	6			1	2	3	4	5	
								所得税の 相談開始												午前中のみ 受付	
3	4 業務開始	5	6	7	8	9 第二土曜 開所 予約制	7	8	9	10 出張相談会 (東山田町公民館)	11 建国記念の日	12 出張相談会 (芝信用金庫 鴨居支店)	13	6	7	8	9	10	11	12 午前中のみ 受付	
10	11 成人の日	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20 午前中のみ 受付	13	14	15 所得税 最終日 AM11時受付終了	16 特別休日	17 消費税の 相談開始	18	19	
17	18 賀詞交歓会 のため 午後より休み	19 e-Tax 受付開始	20 源泉指導 最終日 (特例)	21	22	23	21 午前中のみ 受付	22	23	24 出張相談会 (中山ハッティング センター)	25	26	27 午前中のみ 受付	20 春分の日	21 振替休日	22	23	24	25	26	
24	25	26	27	28	29	30	28 午前中のみ 受付	29	色分けについて <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: purple; border: 1px solid black;"></span> … 所得税 <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: green; border: 1px solid black;"></span> … 消費税					27	27	28	29	30	31 消費税 最終日		
31																					

### ～ 会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用の皆さまへ ～

バージョンアップ版ソフトについて (1月中旬頃予定)

平成27年分確定申告に対応したソフトを必ずインストールしてください。

スタートメニュー導入の際に「インタ-ネット環境でのご利用(推奨)」で手続きをされている方は、インターネットを介した『ダウンロード方式』となります。

(手続きをされていない方は、従来通りCDが送付されます。)

平成27年12月末までの入力済データ(USBメモリ等)もしくはパソコンをご持参ください。(USBなどのデータでご持参の方は、確実にバックアップを行ってください。)

指導料、決算書等の印刷代について

- ・指導料  
1時間を超えた場合 1,000円
- ・決算書・申告書印刷代(提出用、控用)  
一律 1,000円(e-Tax送信者を除く)

### 注意事項等

先般よりご案内のとおり、確定申告期間のため、記帳・入力のご相談については、作成状況により応じかねますので、ご了承ください。

**土地・建物・株式の譲渡所得、贈与**については、当会では**申告相談**を受付けておりません。

必ず**事前に税務署**でご相談の上、相談会へお越しください。

決算書・確定申告書は自計・自書が原則です。必ずご自身で内容をお確かめの上、提出下さいますようお願い致します。また、提出後の再確認も併せてお願い致します。

提出後の申告書・決算書に不備があっても当会では一切責任を負うことが出来ません。

FAX(989-5022)、Eメール(midori-airo@nifty.com)での相談の回答には時間がかかることもありますのでご了承ください。

3月16日(水)はお休みさせていただきます。

### 相談会場案内図

